

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年4月30日 04時00分ごろ
発生場所	沖縄 ^{たけとみ} 県竹富町鹿ノ川湾 崎山 ^{さきやま} 三等三角点から真方位084° 2.2海里付近 (概位 北緯24° 17.9′ 東経123° 43.3′)
事故の概要	ヨットPacific Swallow ^{パシフィック スワロー} は、錨索が推進器に絡んで航行不能となり、風浪に流されて砂浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年5月1日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット Pacific Swallow、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	235-22985 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、一級小型・特殊・特定（免許証失効中）
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の初期 月出時刻：19時30分ごろ、月齢：14.0
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、同乗者4人を乗せ、クルージングの目的で沖縄県石垣市石垣漁港を出港し、錨泊予定地の鹿ノ川湾に到着してメインセール及びジブセールを降ろすとともに、船首及び両舷船尾からそれぞれ唐人錨（重さ約10kg）を投入した。</p> <p>操縦者は、投錨した位置の底質が砂であることを知っていたので、錨の効きが悪くて流されても、主機を使用して移動し、錨を入れ直して一晩過ごそうと思い、同乗者4人と交替で見張りについていた。</p> <p>本船は、操縦者が、走錨していることに気付き、船首及び右舷船尾の錨を揚げ、左舷船尾の錨を揚げながら主機を前進としようとしたところ、誤って後進とし、錨索が推進器に絡んで航行不能となり、南方からの風浪により流されて砂浜に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、センターボード下端まで約2.5mであった。</p> <p>海図W1289（船浮港）によれば、鹿ノ川湾は、沖縄県竹富町西表島^{いりおもて}の南西に位置し、南方に向けて開けており、また、本船が錨泊した場所は、同湾の北西奥部で、水深が約10m、底質が細かい砂である。</p>
分析	本船は、鹿ノ川湾において、船首及び両舷船尾から錨を入れて錨泊中、操縦者が、走錨を認めて船首及び右舷船尾の錨を揚げた後、前進させようとした際、主機を後進としたことから、左舷船尾の錨索が推

	<p>進器に絡んで航行不能となり、風浪に流されて砂浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、鹿ノ川湾において、船首及び両舷船尾から錨を入れて錨泊中、操縦者が、走錨を認めて船首及び右舷船尾の錨を揚げた後、前進させようとした際、主機を後進としたため、左舷船尾の錨索が推進器に絡んで航行不能となり、風浪に流されて砂浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚錨時に主機を使用する際は、推進器に錨索が絡まることのないよう、慎重な操船を行うこと。 ・錨泊する際は、風向等を考慮して風波の影響が少なく、錨の効きのよい錨地を選択すること。 ・小型船舶操縦者として乗船する場合、有効な操縦免許証を所持すること。